

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する事務手数料一覧表

手数料は、**評価手法**及び**住宅・非住宅**にそれぞれ区分され、以下のとおりの料金となる。

1. 建築物のエネルギー性能認定等（法第34条関係 容積率特例）

- ① 一戸建て住宅の場合
- ② 共同住宅等の場合

	延べ面積(m ²)	申請手数料		変更申請手数料	
		性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準
戸建	200未満	4,000	4,000	2,000	2,000
	200以上	4,000	4,000	2,000	2,000
共同	300未満	8,000	8,000	4,000	4,000
	300～2,000未満	17,000	17,000	8,500	8,500
	2,000～5,000未満	39,000	39,000	19,500	19,500
	5,000以上	71,000	71,000	35,500	35,500

④ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積(m ²)	当初	変更
300未満	8,000	4,000
300～1,000未満	14,000	7,000
1,000～2,000未満	23,000	11,500
2,000～5,000未満	71,000	35,500
5,000～10,000未満	112,000	56,000
10,000～25,000未満	142,000	71,000
25,000以上	178,000	89,000

③ 非住宅【評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合】

延べ面積(m ²)	当初	変更
300未満	8,000	4,000
300～1,000未満	14,000	7,000
1,000～2,000未満	23,000	11,500
2,000～5,000未満	71,000	35,500
5,000～10,000未満	112,000	56,000
10,000～25,000未満	142,000	71,000
25,000以上	178,000	89,000

⑤ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①②と非住宅部分の手数料③又は④の合計とする。（ただし、住宅部分のみの場合は①②に定める額とし、非住宅部分のみの場合は③又は④に定める額とする。）

⑤ 法第35条第2項に規定する申出がある場合

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（容積率特例認定）に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（建築確認審査）を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の床面積に対する建築確認（計画変更を含む）申請手数料、昇降機確認（計画変更を含む）手数料【該当する場合のみ】を加算する。

2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法第41条関係 表示認定)

① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】

② 共同住宅等【評価手法が性能基準の場合】

	延べ面積(㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり)又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり
戸建	200未満	4,000
	200以上	4,000
共同	300未満	8,000
	300～2,000未満	17,000
	2,000～5,000未満	39,000
	5,000以上	71,000

③ 一戸建て住宅【評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合】

④ 共同住宅等【評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合】

	延べ面積(㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり)又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり
戸建	200未満	4,000
	200以上	4,000
共同	300未満	8,000
	300～2,000未満	17,000
	2,000～5,000未満	39,000
	5,000以上	71,000

⑤ 住宅【評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合】
性能基準の手数料①②と仕様基準の手数料③④の合計とする。

⑥ 非住宅【評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合】

延べ面積(㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり)又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり
300未満	8,000
300～1,000未満	14,000
1,000～2,000未満	23,000
2,000～5,000未満	71,000
5,000～10,000未満	112,000
10,000～25,000未満	142,000
25,000以上	178,000

⑦ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積(㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり)又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり
300未満	8,000
300～1,000未満	14,000
1,000～2,000未満	23,000
2,000～5,000未満	71,000
5,000～10,000未満	112,000
10,000～25,000未満	142,000
25,000以上	178,000

⑧ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①～⑤と非住宅部分の手数料⑥又は⑦の合計とする。

別表

- (1) 建築物省エネ法第12条第3項に規定する**適合判定通知書**及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する**検査済証の写し**
- (2) 建築物省エネ法第35条に基づく**性能向上計画認定の通知書の写し**及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する**検査済証の写し**
- (3) 低炭素法第54条に基づく**認定通知書の写し**及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する**検査済証の写し**
- (4) 住宅品確法第6条第3項に基づく**建設住宅性能評価書**(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4に適合していること)の**写し**

建築物省エネ法施行(平成28年4月1日)前に新築着工された建築物については、上記のほか、

- (5) 住宅品確法第6条第3項に基づく**建設住宅性能評価書**(日本住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級3に適合していること)の**写し**
※完了時点から認定申請時点までに変更がない場合(竣工後、すぐに認定表示の申請をする場合等)に限る。